

Climate Action 100+ ネットゼロ企業ベンチマーク

(日本語参考訳)

開示情報フレームワーク (TPIが評価) — 評価手法

本書には、Climate Action 100+ ネットゼロ企業ベンチマーク¹ (以下「ベンチマーク」といいます) を用いて企業の開示情報が、具体的にはTPIが評価する開示情報フレームワークに照らしてどのように評価されたかについて、詳細な指標別のガイダンスが収められています。また、企業評価の(緑、黄、赤の色分けを用いた「交通信号システム」による)表示方法に関するサマリーおよび指標間の従属関係についても記載しています。

本書には、資本配分、会計、ロビー活動に関する、その他のベンチマーク整合性指標は含まれていません。これらについては、様々なデータ提供機関が独自の評価手法を用いて評価します。

本書²は、[Climate Action 100+ ウェブサイト](#)に掲載されているベンチマークに関するその他の関連資料と併せて読み、使用していただくものです。こうした資料としては以下が挙げられます。

- ベンチマークの[背景および今後の動向](#)に関する情報。
- 使用される[フレームワークおよび手法](#)の概要。この概要には、すべてのフレームワーク、TPIのCarbon Performance方法論、どのようにしてベンチマークとTPIツールを共に使用できるかに関する投資家向けガイドが含まれます。
- [よくある質問](#) (FAQ)。
- [データの使用](#)に関する免責事項と利用規約および[企業のレビュー・改善プロセス](#)。

2021年3月のベンチマーク(v.1.0)に基づく企業評価は、ウェブサイトに掲載の個々の[企業情報](#)からもアクセス可能です。このサイトには企業評価の全内容をまとめた公表EXCELファイルも含まれています。

その他の質問やフィードバックはbenchmark@climateaction100.org宛てにお願いします。

目次

1. 謝辞 (p2)
2. 用語 (p4)
3. 評価手法と指標ガイダンス (p5)
4. 評価の表示: 「交通信号システム」、Yes / No / Partial (p28)
5. 指標ごとの組み合わせと従属関係 (p29)

¹ 本書で参照しているデータは、金融商品および金融契約におけるベンチマークとして、または投資ファンドのパフォーマンスを評価するために使用される指標について 2016 年 6 月 8 日付け欧州議会・理事会規則 (EU) 2016/1011 (欧州ベンチマーク規則) で定義されている「ベンチマーク」、ならびにベンチマーク (修正および暫定規定) (EU 離脱) 規則 2019 (英国ベンチマーク規則) で定義されている「ベンチマーク」としての使用を意図したものではありません。

開示情報フレームワークは公表情報で、企業が自ら開示したデータに基づいています。これらのデータは年次報告書、サステナビリティ報告書、プレスリリース、CDP 開示などから収集されています。ネットゼロ企業ベンチマークは開示の仕組みやデータベースではなく、評価ツールです。

免責事項: 本書内の情報は情報提供のみを目的としたものであり、投資上の、法務上の、税務上の、またはその他の助言としての使用を意図したものではなく、また投資その他の意思決定時に依拠することを意図したものでもありません。本書は、上記を制限することなく、株主提案に対する議決権行使についての提言を意図したものではありません。本書は、著者および発行者が法務上の、経済上の、投資上の、またはその他の専門的な問題やサービスに関する助言を行っていないことを理解した上で、提供されています。誤りや脱漏、本報告書内の情報に基づいて行われた意思決定や行動、そうした決定や行動により生じた損失や損害について、Climate Action 100+ および投資家ネットワークが (個別にまたは全体として) 責任を負うことはありません。本書内の情報はすべて「現状のまま」で提供されており、完全性、正確性、適時性の保証、または本書の利用から得た結果についての保証は一切なく、明示・黙示を問わず、いかなる種類の保証もありません。次のサイトも併せて参照してください: <https://www.climateaction100.org/disclaimer/>

謝辞

イニシアチブの目標に対する対象企業の整合性評価に使用される新たなベンチマークや指標の開発全般においては、London School of EconomicsのGrantham Research Institute on Climate Change and the Environmentが支援するTransition Pathway Initiative (TPI)、FTSE Russell、Chronos Sustainability、Carbon Tracker Initiative (CTI)、2° Investing Initiative (2DII)、InfluenceMap (IM)などの主要な気候調査・データ機関が中心的な役割を果たしてきました。ベンチマークの取り組みはClimate Action 100+運営委員会のリーダーシップおよび支援、ならびにAIGCC、Ceres、IIGCC、IGCCおよびPRIといった[投資家ネットワーク](#)の参加投資家や専門家の協力により行われました。

本書で取り上げる開示情報指標は、TPIがその調査・データパートナー(下記参照)の支援を受け、評価したものです。

本書は、以下のClimate Action 100+イニシアチブのベンチマークプロジェクトを先導する投資家ネットワークの代表者の方々によって作成されました。

CA 100+コア・ベンチマーク・チーム

Valerie Kwan, Director, Engagement, **AIGCC**
Cosmo Hui, Engagement Analyst, **AIGCC**
Cynthia McHale, Senior Director, **Ceres**
Sarah Clark-Hamel, Manager, **Ceres**
Laura Hillis, Director, **IGCC**
Dani Siew, Engagement Analyst, **IIGCC**
Oliver Grayer, Programme Director, **IIGCC**
Lewis Ashworth, Programme Manager, **IIGCC**
Ben Pincombe, Head of Stewardship, Climate Change, **PRI**
Marshall Geck, Senior Specialist, Stewardship, **PRI**
Kerri-Anne Hempshall, Benchmark Manager (CA100+), **PRI**

その他の寄稿者の方々

Dr Rory Sullivan, Chief Technical Adviser, **TPI & CEO, Chronos Sustainability**
Valentin Julius Jahn, Climate Action 100+ Project Manager & Lead Research Analyst, **TPI**
Ella Harvey, Climate Action 100+ Lead Researcher & Manager, Policy Research, **Chronos Sustainability**
Professor Simon Dietz, Professor of Environmental Policy, **London School of Economics & Lead Researcher, TPI**
Beata Bienkowska, Deputy Research and Project Lead, **TPI**
Robert Black, Climate Action 100+ Researcher & Manager, Investor Engagement, **Chronos Sustainability**
Antonina Scheer, Research Analyst, **TPI**
Nikolaus Hastreiter, Research Analyst, **TPI**
Vitaliy Komar, Research Analyst, **TPI**

Jaakko Kooroshy, Global Head of SI Research, **FTSE Russell**
Felix Fouret, Senior SI Analyst, **FTSE Russell**
Sarah Williams, Product Manager, Sustainable Investment, ESG, FTSE, **FTSE Russell**
Lily Dai, Senior SI Research Lead, **FTSE Russell**
Edmund Bourne, Senior SI Analyst, **FTSE Russell**
Charles Dodsworth, Senior SI Research Lead, **FTSE Russell**
Alex Wilson, Senior Digital Associate, **Ceres**
Morgan LaManna, Senior Manager, **Ceres**
Rebecca Hoffman, Associate, **Ceres**
Tracey Cameron, Senior Manager, **Ceres**
Rob Berridge, Director, **Ceres**
Olivia Thornton, Communications Manager (CA100+), **IIGCC**
Jasna Selih, Specialist Stewardship, **PRI**
Livia Rossi, Specialist Stewardship, **PRI**
Nabylah Abo Dehman, Senior Specialist, **PRI**



Transition Pathway Initiative (TPI) は、アセット・オーナーが主導し、資産運用会社
が支援するグローバルイニシアチブです。TPIは、気候変動に対する取り組みを支
援しており、低炭素経済への移行に対する企業の準備状況を評価するための知見
やデータを提供しています。投資家はこれを無料で利用することができます。TPIは
調査・データパートナーであるLondon School of Economics (LSE) のGrantham
Research Institute on Climate Change and the Environment、FTSE Russell、Chronos
Sustainabilityの支援を受けています。

FTSE Russellは、世界中の投資家に革新的なベンチマーク、アナリティクス、データ
ソリューションを提供する、グローバルインデックスのリーダーです。70カ国以上の
市場や資産クラスを測定してベンチマーク化する何千ものインデックスを算出し、そ
の対応範囲は全世界の投資市場の98%に及んでいます。FTSE Russellは先駆者とし
て20年以上、サステナブル投資インデックス・ソリューションの開発に携わっており、
透明性が高くルールベースの手法に基づくその商品は世界中の投資家に使用
されています。FTSE Russellはロンドン証券取引所グループ (LSEG) の一員です。

London School of Economics and Political Science (LSE) のGrantham Research
Institute on Climate Change and the Environmentは、Transition Pathway Initiativeの
アカデミックパートナーです。2008年に設立され、気候変動およびその環境への影
響に関する政策関連研究を行う、世界トップレベルのセンターです。本分野の知
識・理解を高め、当該トピックに関する情報を十分に得た上での意思決定を促進
し、大学・大学院のプログラムを通じて新世代の研究者を養成することを目的とし
ています。

Chronos Sustainabilityは、複雑なシステムの専門家による分析と効果的なマルチス
テークホルダー・パートナーシップにより、主要産業セクターの社会・環境パフォー
マンスにおける斬新な体系的変化を実現することを目的として、2017年に設立され
ました。Chronosは、世界的な投資家および世界的な投資家ネットワークと幅広く連
携し、サステナビリティ関連の問題における投資影響について彼らの理解を醸成し
ています。サステナビリティを投資研究やエンゲージメントへ組み込むようにする
ツールや戦略の開発も行っています。詳細はwww.chronossustainability.comおよ
び@ChronosSustainにアクセスしてください。

用語

開示情報フレームワークの全文言はClimate Action 100+ウェブサイトで確認できます。

10 の開示情報指標

- | |
|--|
| (1) 2050年まで（またはもっと早期）に温室効果ガス（GHG）排出ネットゼロとする野心的目標 |
| (2) 長期的（2036年～2050年）GHG削減ターゲット |
| (3) 中期的（2026年～2035年）GHG削減ターゲット |
| (4) 短期的（2020年～2025年）GHG削減ターゲット |
| (5) 脱炭素化戦略（ターゲットの達成） |
| (6) 資本の整合性 |
| (7) 気候政策エンゲージメント |
| (8) 気候ガバナンス |
| (9) 公正な移行 |
| (10) TCFD開示 |

指標: 当該企業を評価する特定の分野（例：指標8は、気候ガバナンスについて企業を評価します）。

サブ指標: 指標を特定の関心領域に分割する指標構成要素（例：サブ指標8.2は、役員報酬を評価します）。

評価基準: サブ指標をさらに分割して、注目する領域を網羅する評価を行うための、最も細かい評価（例：評価基準8.2.bは、気候変動ターゲットの進捗状況が報酬のKPIとなっているかを評価します）。

評価手法と指標ガイダンス

指標1 — 2050年(またはもっと早期)までにGHG排出量ネットゼロとする野心的目標

1.1 – ネットゼロコミットメント

サブ指標文

当該企業は、2050年まで(またはもっと早期)に GHG 排出ネットゼロを達成するための野心的目標を設定している。

- a. 当該企業は、スコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を明確に含めた、ネットゼロ GHG 排出を謳う定性的な野心的目標を表明している。
- b. 当該企業の GHG 排出ネットゼロを謳う野心的目標は、該当する場合にはその企業のセクターの最重要のスコープ 3 排出カテゴリを含めている。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、スコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を明確に含めた、ネットゼロ GHG 排出を謳う定性的な野心的目標を表明している。

ネットゼロコミットメントは、企業が実質的な炭素排出量を 100%削減することを確約する特別な GHG 排出量ターゲットです。企業は自社のネットゼロを謳う野心的目標に対する明確なコミットメントを開示する(例:当該企業が「~までにネット(実質)ゼロ」、「~までにカーボンニュートラル」、または「~までに全排出量削減」「に到達」、「を達成」、または「を実現」と表明することにより、ネットゼロコミットメントを行うことができます。本評価基準では、2050年まで、またはもっと早期に排出(総)量を 100%削減するという GHG 削減ターゲットを定めた企業も肯定的に評価されます。

- b. 当該企業の GHG 排出ネットゼロを謳う野心的目標は、該当する場合にはその企業のセクターの最重要のスコープ 3 排出カテゴリを含めている。

上記同様、企業は最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリを明確に含めた、当該企業のネットゼロを謳う野心的目標へのコミットメントを開示することにより、スコープ 3 のネットゼロコミットメントを行うことができます。

当該企業がスコープ 3 のネットゼロを謳う野心的目標を別途設定している場合、またはネットゼロを謳う野心的目標にスコープ 3 排出量を含めている場合、次の詳細が確認されます。

- スコープ 3 の野心的目標がスコープ 1 および/または 2 のネットゼロを謳う野心的目標の一部か、あるいはそれらから独立したものか。
- 野心的目標の対象となっているスコープ 3 のカテゴリ([GHG プロトコル](#)の分類による)。評価では次のカテゴリに重点を置きます。購入した物品・サービス(カテゴリ1: 上流)、販売した製品の加工(カテゴリ10: 下流)、販売した製品の使用(カテゴリ11: 下流)。野心的目標がスコープ 3 の全上流カテゴリまたは全下流カテゴリを対象としている場合、これについても確認されます。対象カテゴリが上記のカテゴリ以外のものである場合、スコープ 3 の排出カテゴリは「その他」として確認されます。
- 野心的目標の対象となっている最も重要なスコープ 3 の GHG 排出量の割合。

企業がスコープ 3 の野心的目標を開示する場合、当該セクターにおいてスコープ 3 排出量が CA100+によって評価されないとしても、野心的目標の詳細は確認されます。

評価基準 1.1.b は 1.1.a の結果に従属します。企業が 1.1.a で Yes と評価されなかった場合、1.1.b で Yes と評価されることはありません。

CA100+ネットゼロベンチマークでスコープ 3 排出量が適用されない企業は、スコープ 3 のネットゼロを謳う野心的目標を設定しているか否かに関係なく、1.1.b で「該当なし」(「NA」)と評価されます。

指標2～4 — 長期的、中期的、短期的排出量ターゲット

指標 2～4 — 長期的、中期的、短期的排出量ターゲット

指標文

これらの指標では3種類の期間について確認されます。

- 指標 2: 長期 (2036 年～2050 年)
- 指標 3: 中期 (2026 年～2035 年)
- 指標 4: 短期 (2022 年～2025 年)

2021 年を目標年とする排出量削減ターゲットはこの評価では考慮されません。ただし、企業が最も重要な排出量スコープについて 2021 年に排出ネットゼロを達成した場合には、以下の評価基準で評価されます。

各期間における各指標は、3つのサブ指標から構成されます。

- 「1」当該企業は、GHG 排出量削減ターゲットを設定している。
- 「2」2つの評価基準に分類される: 「2.a」(当該企業は、このターゲットがスコープ 1 および 2 の合計排出量の 95%以上を対象とすることを明示している)と「2.b」(当該企業がスコープ 3 の GHG 排出量削減ターゲットを設定している場合、少なくとも当該セクターにとって最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリーを対象とし、スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法を開示している)。
- 「3」当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位、ターゲットとする二酸化炭素排出原単位、または当該企業の GHG ターゲットから導き出した予想二酸化炭素排出原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°Cに抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋に整合している、もしくはそれを下回っている。この道筋は IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当する。

評価基準 2.a および 2.b はサブ指標 1 の結果に従属します。サブ指標 3 はサブ指標 1 および 2 には従属しません。

詳細ガイダンス

1 当該企業は、GHG 排出量削減ターゲットを設定している。

各企業につき、次のターゲット詳細が確認されます。

- 排出量のスコープ (スコープ 1、スコープ 2 またはスコープ 3)
- 基準年
- 目標削減率 (%)
- 目標年
- ターゲットの単位 (tCO₂e、kgCO₂e/\$、...)
- ターゲットが設定された年
- ターゲットが対象としている排出量の割合
- 原本
- 原文

GHG 削減コミットメントは、開示情報が最低でも目標年と (GHG 排出総量または GHG 排出原単位) の削減率を明確に特定している場合、ターゲットとして確認されます。企業が炭素排出量を現行水準 (例: 最新または直近のサステナビリティ報告書に明記された水準) に維持することを目標としていると表明した場合、これは 0% の削減ターゲットとして記録されます。

評価では GHG 削減ターゲットのみに重点を置きます。再生可能エネルギーターゲットやその他のサステナビリティターゲットは考慮されません。個別のメタンおよびフレアリングのターゲットは、当該ターゲットが対象としている排出量の比率が明確に開示されていないかぎり、考慮されません。

企業が複数のターゲットを開示している場合、それらはすべて確認されます。評価では、当該企業の排出量の中で最大の割合を占めているものを対象とするターゲットが優先されます (つまり、全排出量を対象としているターゲットは、一部の排出量を対象としているターゲットよりも、評価において優先されます)。全排出量 (または同一の一部の排出量) を対象とするターゲットが複数ある場合、最後に設定されたターゲットが評価されます。

指標 2～4 — 長期的、中期的、短期的排出量ターゲット

当該企業が長期的なスコープ 3 ターゲットを別途設定している場合、またはターゲットにスコープ 3 排出量を含めている場合、次の詳細が確認されます。

- スコープ 3 ターゲットがスコープ 1 または 2 のターゲットの一部か、あるいはそれらから独立したものか。
- ターゲットの対象となっているスコープ 3 のカテゴリー ([GHG プロトコル](#) の分類による)。評価では次のカテゴリーに重点を置きます。購入した物品・サービス(カテゴリー1: 上流)、販売した製品の加工(カテゴリー 10: 下流)、販売した製品の使用(カテゴリー 11: 下流)。ターゲットがスコープ 3 の全上流カテゴリーまたは全下流カテゴリーを対象としている場合、これについても確認されます。対象カテゴリーが上記のカテゴリー以外のものである場合、スコープ 3 の排出カテゴリーは「その他」として確認されます。
- 対象カテゴリーにおいてターゲットの対象となっているスコープ 3 排出量の割合。
- スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法(開示している場合)。ターゲット設定手法が提供されていない場合、対象カテゴリーにおけるスコープ 3 排出量の評価に使用された排出量算出手法が確認されます(入手可能な場合)。

企業がスコープ 3 ターゲットを開示する場合、当該セクターにおいてスコープ 3 排出量が CA100+によって評価されないとしても、ターゲットの詳細は確認されます。企業にネットゼロターゲットであるターゲットがある場合、これはこの指標および指標 1.1 で確認されます。

企業が 2035 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合(サブ指標 3.1 で評価)、これは自動的にサブ指標 2.1 にも反映されることとなります。同様に、企業が 2025 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合(サブ指標 4.1 で評価)、これは自動的にサブ指標 3.1 および 2.1 に反映されることとなります。

.2.a. このターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 の排出合計の 95%以上を対象としていると当該企業は明示している。

サブ指標.1 で確認された情報が以下に該当するターゲットを特定している場合、評価基準.2.aを満たしていることとなります。

- 当該企業のスコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を対象としている。
- 当該企業が、スコープ 1 または 2 のいずれかの排出量しか対象としていないが、これらが当該企業のスコープ 1 および 2 の合計排出量の 95%以上を占めることを開示している場合も本評価基準を満たすことができます。

企業がスコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を対象とするターゲットにより 2035 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合(評価基準 3.2.a で評価)、これは自動的に評価基準 2.2.a に反映されることとなります。同様に、企業が 2025 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合(評価基準 4.2.a で評価)、これは自動的に評価基準 3.2.a および 2.2.a に反映されることとなります。

.2.b. 当該企業がスコープ 3 の GHG 排出量削減ターゲットを設定している場合、少なくとも当該セクターにとって最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリーを対象とし、スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法を開示している。

当該セクターにおいて、サブ指標.1 で確認された情報が以下の両方に該当するターゲットを特定している場合、評価基準.2.bを満たしていることとなります。

- 当該企業のセクターで最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリーを対象としている。
- スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法、または対象とするスコープ 3 カテゴリーのスコープ 3 排出量の算出に使用した方法が提供されている。

企業が該当するスコープ 3 排出量を対象とするターゲットにより 2035 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合(評価基準 3.2.b で評価)、これは自動的に評価基準 2.2.b に反映されることとなります。同様に、企業が 2035 年までに該当するスコープ 3 排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合(評価基準 4.2.b で評価)、これは自動的に評価基準 3.2.b および 2.2.b に反映されることとなります。

指標 2～4 — 長期的、中期的、短期的排出量ターゲット

2.3 — 長期的な 1.5°C 目標との整合性

サブ指標文

スコア 2 排出量の分析が適用されない企業は全て、スコア 2 クラスに評価される。このスコアは、企業が長期的な GHG ターゲットから導き出した予想二酸化炭素排出原単位（長期的なターゲットがない場合には、当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位もしくは短期・中期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位）が、2050 年に世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋に整合している、もしくはそれを下回っている。これは IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当する。

詳細ガイダンス

サブ指標 2.3 は 2050 年における企業の二酸化炭素排出原単位の測定に Transition Pathway Initiative (TPI) の手法を使用します。このサブ指標の条件を満たすには 3 つの方法が考えられます。

1) 開示情報の最終年において（長期的な GHG ターゲットがなく）、当該企業の二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2050 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

2) 当該企業が短期・中期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2050 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

3) 当該企業が 2050 年までの長期的な GHG ターゲットを開示しており、かつ当該企業が当該時点でターゲットとしている二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2050 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

したがって、企業が長期的なターゲットを設定していない場合（そして、それによって 2.1、2.2.a、2.2.b のスコアが「N」になっている場合）でも、2050 年の予想原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための（その企業の当該セクターの）道筋（IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当）に整合している、もしくはそれを下回っていれば、サブ指標 2.3 のスコアを「Y」とすることができます。

アルミニウム、製紙および自動車セクターに 1.5°C 目標と整合するシナリオが存在しない場合、当該セクターの企業は、入手可能な最善の 2°C 未満シナリオに照らして評価されます。信頼できる 1.5°C シナリオが入手可能になった段階で、企業評価を修正します。その他のセクターは全て、1.5°C シナリオに基づいて評価します。

今回のベンチマーク評価で考慮される 1.5°C シナリオは基本的に IEA の Net Zero by 2050 レポートをもとにしており、IPCC の P2 経路をおおむねたどるものです。この経路は適当な P1 シナリオがない場合に使用されます。詳細は [こちら](#) のウェブサイトに掲載している評価指標の注記 4 を参照して下さい。

電力会社の場合は、長期的整合性を測る対象年は 2040 年です。

3.3 — 中期的な 1.5°C 目標との整合性

サブ指標文

当該企業の中期的な GHG ターゲットから導き出した予想二酸化炭素排出原単位(中期的なターゲットがない場合には、当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位もしくは短期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位)が、2035 年に世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋に整合している、もしくはそれを下回っている。これは IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当する。

詳細ガイダンス

サブ指標 3.3 は 2035 年における企業の二酸化炭素排出原単位の測定に Transition Pathway Initiative (TPI) の手法を使用します。このサブ指標の条件を満たすには 3 つの方法が考えられます。

1) 開示情報の最終年において(中期的な GHG ターゲットがなく)、当該企業の二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2035 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

2) 当該企業が短期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2035 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

3) 当該企業が 2035 年までの GHG ターゲットを開示しており、かつ当該企業が当該時点でターゲットとしている二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2035 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

したがって、企業が中期的なターゲットを設定していない場合(そして、それによって 3.1、3.2.a、3.2.b のスコアが「N」になっている場合)でも、2035 年の予想原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための(その企業の当該セクターの)道筋(IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当)に整合している、もしくはそれを下回っていれば、サブ指標 3.3 のスコアを「Y」とすることができます。

アルミニウム、製紙および自動車セクターに 1.5°C 目標と整合するシナリオが存在しない場合、当該セクターの企業は、入手可能な最善の 2°C 未満シナリオに照らして評価されます。信頼できる 1.5°C シナリオが入手可能になった段階で、企業評価を修正します。その他のセクターは全て、1.5°C シナリオに基づいて評価します。

今回のベンチマーク評価で考慮される 1.5°C シナリオは基本的に IEA の Net Zero by 2050 レポートをもとにしており、IPCC の P2 経路をおおむねたどるものです。この経路は適当な P1 シナリオがない場合に使用されます。詳細は [こちら](#) のウェブサイトに掲載している評価指標の注記4を参照して下さい。

4.3 — 短期的な 1.5°C 目標との整合性

サブ指標文

当該企業の短期的な GHG ターゲットから導き出した予想二酸化炭素排出原単位 (短期的なターゲットがない場合には、当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位) が、2025 年に世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋 (IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当) に整合している、もしくはそれを下回っている。

詳細ガイダンス

サブ指標 4.3 は 2025 年における企業の二酸化炭素排出原単位の測定に Transition Pathway Initiative (TPI) の手法を使用します。このサブ指標の条件を満たすには 2 つの方法が考えられます。

1) 開示情報の最終年において (短期的な GHG ターゲットがなく)、当該企業の二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2025 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

2) 当該企業が 2025 年までの GHG ターゲットを開示しており、かつ当該企業が当該時点でターゲットとしている二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2025 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

したがって、企業が短期的なターゲットを設定していない場合 (そして、それによって 4.1、4.2.a、4.2.b のスコアが「N」になっている場合) でも、2025 年の予想原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための (その企業の当該セクターの) 道筋 (IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または 2050 年排出量ネットゼロに相当) に整合している、もしくはそれを下回っていれば、サブ指標 4.3 のスコアを「Y」とすることができます。

アルミニウム、製紙および自動車セクターに 1.5°C 目標と整合するシナリオが存在しない場合、当該セクターの企業は、入手可能な最善の 2°C 未満シナリオに照らして評価されます。信頼できる 1.5°C シナリオが入手可能になった段階で、企業評価を修正します。その他のセクターは全て、1.5°C シナリオに基づいて評価します。

今回のベンチマーク評価で考慮される 1.5°C シナリオは基本的に IEA の Net Zero by 2050 レポートをもとにしており、IPCC の P2 経路をおおむねたどるものです。この経路は適当な P1 シナリオがない場合に使用されます。詳細は [こちら](#) のウェブサイトに掲載している評価指標の注記 4 を参照して下さい。

指標5 — 脱炭素化戦略(ターゲットの達成)

5.1 — GHG 削減ターゲットを達成するための戦略

サブ指標文

当該企業は、自社の長期的および中期的な GHG 削減ターゲットの達成計画を説明する脱炭素化戦略を持っている。

- a. 当該企業は、対象期間中に自社の GHG 削減ターゲットの達成のために取る一連のアクションを特定している。こうした対策では、GHG 排出(該当する場合にはスコープ3排出も含む)の主要発生源について明確に言及している。
- b. 当該企業は、自社の排出(該当する場合にはスコープ 3 排出も含む)の主要発生源に関する戦略の重要な要素を数値化している(技術構成や製品構成の変更、サプライチェーン対策、研究開発支出等)。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、対象期間中に自社の GHG 削減ターゲットの達成のために取る一連のアクションを特定している。こうした対策では、GHG 排出(該当する場合はスコープ 3 排出も含む)の主要発生源について明確に言及している。

サブ指標 5.1.a はサブ指標 2.1 および 3.1 に従属します。サブ指標 2.1 または 3.1 を満たすターゲットを設定している企業については、これらのターゲットを達成するための具体的なアクションに関する開示情報がすべて評価対象となります。本評価基準で「Yes」と評価されるには、当該企業は次の 3 つの主要基準を満たす一連のアクションを開示する必要があります。

1. **当該企業の GHG 削減ターゲットに明確に関連する。**一連のアクションは、当該企業が設定した GHG 削減ターゲットの達成を目指すものとして明確に位置づけられる必要があります。これらのターゲットの達成に明確な関連性のない、広範な排出量削減の取り組みについての説明では不十分です。
2. **当該企業の主な GHG 発生源に明確に対処する。**一連のアクションは、最も重要な GHG 発生源に明確に関連していなければなりません。例えば、企業の排出量の大部分がスコープ 1 であるのに、記載されたアクションが主にスコープ 2 排出量に関連するものであるならば、不十分となります(例:「当社本社に 100%再生可能エネルギーを使用する」)。
3. **具体的な一連の対策を立てる。**当該企業が脱炭素化ターゲットを達成するために実施する一連のアクションを明確に特定する戦略(炭素集約型製品または資産の段階的廃止、低炭素技術の開発または活用、サプライチェーンの脱炭素化、オフセットの活用など)でなければなりません。「よりクリーンなエネルギーソリューションへの移行を加速する」、「事業活動を最新化する」、「グリーンソリューションを活用する」といった曖昧な説明だけで排出量削減をどのように達成するかについての説明がない場合、適格とはなりません。

脱炭素化戦略は、各ターゲット期間(中期・長期)に関して別々に確認されます。

本評価基準で「Yes」と評価されるには、長期と中期の両方のターゲットについて、上記の基準を満たす脱炭素化戦略が開示されていなければなりません。また、長期または中期のネットゼロターゲット(該当する場合、スコープ 3 排出量を含む)を設定しており、上記の基準を満たす当該脱炭素化戦略を開示している場合にも、企業は本評価基準で「Yes」と評価されます。

- b. 当該企業は、自社の排出(該当する場合にはスコープ 3 も含む)の主な発生源に関する戦略の重要な要素を数値化している(技術構成や製品構成の変更、サプライチェーン対策、研究開発支出など)。

評価基準 5.1.b は評価基準 5.1.a に従属します。評価基準 5.1.a が満たされている場合、本評価基準は脱炭素化(すなわち、ターゲットの達成)戦略の主要アクションが企業の開示情報で数値化されているかについて評価します。各アクションの貢献度は、当該アクションが GHG ターゲットの達成に寄与したおおよその割合として数値化されます。

5.2 — グリーン・レベニュー・コミットメント

サブ指標文

当該企業の脱炭素化（ターゲットの達成）戦略には、低炭素製品およびサービスからの「グリーン・レベニュー」の役割が明記されている。

- a. 当該企業は、すでに「グリーン・レベニュー」を生み出しており、売上全体に占めるグリーン・レベニューの割合を開示している。
- b. 当該企業は売上全体に占めるグリーン・レベニューの割合を増やすためのターゲットを設定しているか、セクター平均を上回るグリーン・レベニューの割合を示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、すでに「グリーン・レベニュー」を生み出しており、売上全体に占めるグリーン・レベニューの割合を開示している。

本評価基準を満たすには、当該企業は以下を行う必要があります。

- グリーン製品およびサービスから収益を生み出していることを開示し、これらの製品やサービスの内容について詳しく説明する（「グリーン・レベニュー」）。
- 公開情報でこれらのグリーン製品およびサービスから生み出される収益について明確に報告する。

適格となるには、当該企業の収益全体に占めるこれらの収益の割合を計算できる形で開示するか（例：絶対額の収益として、または報告対象セグメントにおける収益の割合として）、またはグリーン製品およびサービスにより生み出される収益が当該企業の収益全体に占める割合を直接報告することが考えられます。

グリーン・レベニューは、各事業分野についてそれぞれ（例：「風力」または「太陽光」について別々に）開示するか、または適格なグリーン製品およびサービス以外を含まない報告対象収益・事業セグメント（例：「再生可能エネルギー」セグメント）の合計収益として開示することができます。

かかる合計収益データは、a) 報告セグメントにグリーンと非グリーンの製品およびサービスが混在している場合、または b) 報告収益セグメントにどの種類の製品やサービスが含まれているかを明確に判別することが難しい場合には、認められません。外部から生み出された収益のみが考慮され、当該企業内のセグメント間収益は評価されません。

FTSE Russell のグリーン・レベニュー分類システム（GRCS）に従って認識される、一連の幅広いグリーン製品およびサービスのデータが本評価基準のために確認されます。CA100+ベンチマークでは、本評価基準は現在、欧州経済領域（EEA）または英国に本社を置く企業に対してのみ評価され、GRCS に基づくグリーン活動から生み出される収益は、EU タクソノミーに整合しているもののみ適格となります。

- b. 当該企業は売上全体に占めるグリーン・レベニューの割合を増やすためのターゲットを設定しているか、セクター平均を上回るグリーン・レベニューの割合を示している。

本評価基準は、次の 2 通りの形で満たすことができます。

- グリーン製品およびサービスから生み出される収益のターゲットを、そのターゲットの達成を予定している明確な期限（例：2025 年または 2030 年）と共に公開する。当該ターゲットは明確に数値化が可能で期限を定めたものでなければなりません、収益の観点から（例：「2025 年までに電気自動車の売上を自動車の売上全体の 20%まで増やす」）、または生産量の観点から（例：「2025 年までに生産する自動車の 5 台に 1 台は電気自動車にする」）表明することができます。
- または、当該セクターの EU タクソノミーと整合するグリーン・レベニューの平均を上回る、EU タクソノミーと整合するグリーン・レベニューを企業が開示する。

指標 6 — 資本の整合性

6.1 — 将来の資本支出の整合性

サブ指標文

当該企業は、将来の資本支出の脱炭素化に取り組んでいる。

- a. 当該企業は、資本支出計画を、自社の長期的 GHG 削減ターゲットと整合させること、あるいは排出削減対策なしの炭素集約型資産または製品に予定される支出を段階的に廃止することに明確にコミットしている。
- b. 当該企業は、資本支出計画を、パリ協定の世界の気温上昇を 1.5°C に抑えるという目標と整合させること、および排出削減対策なしの炭素集約型資産または製品への投資を段階的に廃止することに明確にコミットしている。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、資本支出計画を、自社の**長期的** GHG 削減ターゲットと整合させること、あるいは排出削減対策なしの炭素集約型資産または製品に予定される支出を段階的に廃止することに明確にコミットしている。

本評価基準で「Yes」と評価されるには、当該企業が資本支出の意思決定および計画を、長期的な GHG 削減ターゲットと整合させることへのコミットメントを自社の公開情報で明示している必要があります。あるいは、当該企業は排出削減対策なしの炭素集約型製品または資産への投資を段階的に廃止することに明確にコミットすることもできます。

グリーンまたは低炭素資本支出の計画やプロジェクトは(大規模なものであっても)単にリストアップしたり詳しく説明したりするだけでは、たとえ当該企業の資本支出の大部分または全部がすでに低炭素への移行に整合していると合理的に推測される場合でも、本指標を満たすには不十分となります。

•

- b. 当該企業は、資本支出計画を、パリ協定の世界の気温上昇を 1.5°C に抑えるという目標と整合させること、および削減対策なしの炭素集約型資産または製品への投資を段階的に廃止することに明確にコミットしている。

評価基準 6.1.b で「Yes」と評価されるには、当該企業は、資本支出の意思決定および計画を、1.5°C の経路に整合させることに明確にコミットする必要があります。これには、排出削減対策なしの炭素集約型製品または資産への投資の段階的廃止に関する明確な言及が含まれていなければなりません。

6.2 — 整合性の判断手法

サブ指標文

当該企業は、自社の将来の資本支出がパリ協定と整合しているかを判断するために使用した手法を開示している。

- a. 当該企業は、自社の資本支出計画と脱炭素化目標との整合性を評価するために使用している手法ならびに基準を開示している（主要な想定および重要業績評価指標[KPI]を含む）。
- b. 当該手法により重要な成果が数値化されている（炭素集約型資産または製品に投資される自社の資本支出の割合や、当該資産への資本支出が最大となる年度を含む）。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、自社の資本支出計画と脱炭素化目標との整合性を評価するために使用している手法ならびに基準を開示している（主要な想定および重要業績評価指標[KPI]を含む）。
評価基準 6.2.a を満たすには、当該企業はまず評価基準 6.1.a（または 6.1.a および 6.1.b）で「Yes」と評価される必要があります。また、企業は、個々の資本支出に関する意思決定、プロジェクトおよび計画と、炭素削減ターゲットとの整合性をどのように評価するかについて詳細を開示する必要があります。
- b. 当該手法により重要な成果が数値化されている（炭素集約型資産または製品に投資される自社の資本支出の割合や、当該資産への資本支出が最大となる年度を含む）。
評価基準 6.2.b を満たすには、当該企業はまず評価基準 6.2.a で「Yes」と評価される必要があります。また、企業は以下を行わなければなりません。
 - 炭素集約型資産または製品に対する、計画された、またはコミットメントを行った資本支出総額の割合の開示。
 - 炭素集約型資産または製品への資本支出が最大となる年度の開示。

指標 7 — 気候政策エンゲージメント

7.1 — パリ協定に整合する立場でのロビー活動

サブ指標文	当該企業は、気候変動ロビーに関してパリ協定に整合した立場をとり、直接的なロビー活動はすべてこの立場に整合している。 a. 当該企業は、自社のロビー活動をすべてパリ協定の目標に整合させて行うという具体的なコミットメントや立場を表明している。 b. 当該企業は、実施している気候関連ロビー活動（会合、政策に関する意見提出など）を列挙している。
---------------------	---

詳細ガイダンス

a. 当該企業は、自社のロビー活動をすべてパリ協定の目標に整合させて行うという具体的なコミットメントや立場を表明している。	本評価基準は、当該企業が直接的なロビー活動や政策提言活動をパリ協定の目標に整合させて行うと明確に表明することを求めています。このコミットメントでは、業界団体のロビー活動ではなく、直接的なロビー活動について言及するとともに、当該企業の気候方針などではなく、具体的にパリ協定に言及する必要があります。 直接的なロビー活動の整合性に関する曖昧な文言や補足説明を含む表明（例：「可能な場合」や「直接的なロビー活動の立場をパリ協定に整合させることを目指している」）は、本評価基準を満たすには不十分です。
b. 当該企業は、実施している気候関連ロビー活動（会合、政策に関する意見提出など）を列挙している。	本評価基準は、直近の報告年度に行われた気候関連ロビー活動の開示を企業に求めています。この中には、政策立案者や規制当局との会合開催、政策に関する意見提出、政治献金などの活動が含まれます。 開示情報では、気候関連のものであることを明確に示し（一連の広範な問題に対するロビー活動の列記は認められません）、エンゲージメント対象のステークホルダーやエンゲージメントの焦点について具体的に詳しく説明しなければなりません。ケーススタディ事例の抜粋は認められません。 当該企業が直接行ったロビー活動のみ認められます。業界団体やその他の利益団体を介して行われたロビー活動は、本評価基準の対象とはなりません（サブ指標 7.2 参照）。

7.2 — 業界団体ロビー活動の整合性

サブ指標文

当該企業は、業界団体がパリ協定に整合するロビー活動を行うことを期待し、業界団体への所属状況を開示している。

- a. 当該企業は、所属する業界団体がパリ協定の目標に整合するロビー活動を行うようにするという具体的なコミットメントを行っている。
- b. 当該企業は、自社の業界団体への所属状況を開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、所属する業界団体がパリ協定の目標に整合するロビー活動を行うようにするという具体的なコミットメントを行っている。

本評価基準は、当該企業が自らの所属する業界団体およびそのロビー活動をパリ協定の目標に整合させることについて、公開情報での明確かつ明快的な表明を行うことを求めています。このコミットメントでは、当該企業の直接的なロビー活動ではなく、業界団体の政策的な立場について直接言及するとともに、(業界団体の公表している政策的な立場や当該企業の気候方針などではなく)具体的にパリ協定と言及している必要があります。

業界団体の関与の整合性に関する曖昧な文言や補足説明を含む表明(例:「可能な場合」や「直接的なロビー活動の立場をパリ協定に整合させることを目指している」)は、本評価基準を満たすには不十分です。

このコミットメントは、年次開示情報の一部として、または業界団体のパリ協定に対する整合性のレビュー内に掲載される場合があります(評価基準 7.3.a 参照)。

- b. 当該企業は、自社の業界団体への所属状況を開示している。

本評価基準では、企業が業界団体への所属状況を開示しているか否かについて確認します。本評価基準を満たすには、当該企業が所属する業界団体について開示していることを明確に示す必要があります。当該企業は業界団体に代わる用語として「同業者団体」、「事業者組合」、「産業組合」、「事業者団体」、「同業者機関」、「産業団体」などを使用することもできます。

開示が選択的であることを示す記述(例:「当社にとっても最も重要な業界団体は...です」、「当社が所属する業界団体は...などです」)を含む業界団体の列記は、本指標を満たすとは認められません。ただし、当該企業が気候関連問題についての立場を明らかにしている全団体を含めっていると明言する場合、これは本評価基準の目的上、包括的な開示であるとみなすことができます。CDP 気候変動質問書の問い C12.3a に対する開示は、業界団体リストの開示の代わりとしては通常認められません。

7.3 — 業界団体をパリ協定に整合させるプロセス

サブ指標文

当該企業は、所属する業界団体がパリ協定に整合するロビー活動を行うようにするためのプロセスを持っている。

- a. 当該企業は、所属する業界団体の気候変動に対する立場とパリ協定との整合性のレビューを実施し、これを公表している。
- b. 当該企業は、レビューの結果を受け、どのような行動を起こしたかについて説明している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、所属する業界団体の気候変動に対する立場とパリ協定との整合性のレビューを実施し、これを公表している。
 本評価基準を満たすには、企業は所属する業界団体およびそのロビー活動がパリ協定の目標と整合しているかについてレビューを行わなければなりません。自社の気候方針との整合性のレビューは通常認められません。
 このレビューや評価は、明確な成果や結果と共に公表しなければならず、曖昧な一般化された結果は認められません。レビューや評価は第三者が行うことも可能です。CDP 気候変動質問書の問い C12.3c_C2 に対する開示は、それだけでは業界団体のパリ協定との整合性に関する公表レビューの代わりとしては認められません。
- b. 当該企業は、レビューの結果を受け、どのような行動を起こしたかについて説明している。
 本評価基準を満たすには、当該企業は評価基準 7.3.a を満たさなければなりません。
 また、当該企業は、所属する業界団体のパリ協定との整合性に関するレビューの結果を受け、何らかのアクションを行った場合には、それがどのようなものであったかを示さなければなりません。この中に含まれるものとしては、整合していないことが判明した業界団体に対するエンゲージメントへのコミットメント、またはそうした整合性のない業界団体からの脱退などが考えられます。

指標 8 — 気候ガバナンス

8.1 — 取締役会による監督

サブ指標文	当該企業の取締役会は気候変動を明確に監督している。 - 当該企業は気候変動リスクの管理に対して、取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠を開示している。 - 気候変動に対して責任を負う取締役会レベルの役職を指名している。
-------	---

詳細ガイダンス

a. 当該企業は気候変動リスクの管理に対して、取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠を開示している。	本評価基準の目的上、「取締役会による監督」は以下のとおり複数考えられます。 - 気候変動に対する責任が取締役会または特定の実務取締役会委員会にあることを当該企業が表明する。 （「サステナビリティの成果」だけでなく）気候変動に対して明確な責任を負うサステナビリティ部門の長などの役員が存在し、かつ当該役員が取締役会または取締役会レベルの委員会に直接報告を行っている証拠がある。 - CEO が気候変動に対して責任を負い、かつ直近の報告年度において CEO が特に気候変動問題に関して取締役会または取締役会レベルの委員会に報告を行っている証拠がある。 （「サステナビリティの成果」だけでなく）気候変動に対して責任を負う委員会（取締役会レベルの委員会だけでなく）が存在し、かつ当該委員会が取締役会または取締役会レベルの委員会に直接報告を行っている。
---	---

「サステナビリティ」または「環境」のように、より広範囲な取締役会の責任の言及では不十分です。「気候変動」と明確に言及する必要があります。

b. 気候変動に対して責任を負う取締役会レベルの役職を指名している。	本評価基準の目的上、「役職」として適格となるシナリオやモデルは複数あります。 - 気候変動に対して明確な責任を負う取締役会の役職（例：取締役）が存在する。 （役職ではなく）気候変動に対して責任を負う者として指名された構成員が取締役会に存在する。 - CEO が気候変動に対して責任を負い、かつ CEO が取締役会の一員となっている。 - 取締役会が 2 層構造になっており、指名された取締役会の構成員または役職が気候変動に対して明確な責任を負い、かつ気候監視委員会に報告を行っている。
---	--

気候変動に対して責任を負う委員会が存在することで、本評価基準の要件を満たすことはできません。そうした委員会の委員長は、個人的に責任を負うと明確に特定されている場合を除き、本評価基準の要件を満たしません。取締役会レベルで「サステナビリティ」や「環境」に対して責任を負う役職または個人では要件は満たせません。

CEO が監視委員会の一員となる可能性が低いドイツおよびノルウェーの企業の場合のみ、CEO が気候変動に対して個人的に責任を負い、執行委員会の一員となっている企業が、本評価基準を満たすと評価されます。

8.2 — 報酬体系

サブ指標文

当該企業の役員報酬体系に気候変動に関する成果の要素が組み込まれている。

- a. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めに、業績連動報酬を決定する KPI として、気候変動の成果（「ESG」や「サステナビリティの成果」と言及するのみでは不十分）が明確に組み込まれている。
- b. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めに、業績連動報酬を決定する KPI として、当該企業の温室効果ガス削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている（該当するターゲット関連の評価指標 2、3、および/または 4 を満たす必要がある）。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めに、業績連動報酬を決定する KPI として、気候変動の成果（「ESG」や「サステナビリティの成果」と言及するのみでは不十分）が明確に組み込まれている。
 企業は、CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めに、自社の気候変動関連 KPI に対する成果によって決定される場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。
 この KPI は具体的かつ測定可能で、当該企業の気候変動に関する成果（GHG 排出量削減ターゲットの達成など）に特に重点を置いていなければなりません。より広範な「ESG」や「サステナビリティ」のターゲットまたは目標、エネルギー効率ターゲット、CDP スコアなどを測る KPI は、本評価基準の要件を満たしません。
 金銭的報酬による直接的なインセンティブがない CEO または執行委員会の目標は要件を満たしません。また、執行委員会よりも低いレベルの役職でインセンティブがあるもの（執行委員会のメンバーではないサステナビリティ部門の長など）も要件を満たしません。
- b. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めに、業績連動報酬を決定する KPI として、当該企業の GHG 削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている（該当するターゲット関連の評価指標 2、3、および/または 4 を満たす必要がある）。
 本評価基準の要件を満たすには、当該企業は評価基準 8.2.a およびサブ指標 2.1、3.1、4.1 のいずれかで「Yes」と評価される必要があります。
 また、CEO または他の上級役員 1 名以上の報酬についての取り決めに、当該企業が開示している全社的な排出量ターゲットに照らした成果によって決定されていなければなりません。これはサブ指標 2.1、3.1 または 4.1 の一部として確認されるターゲットのいずれかになります。
 評価基準 8.2.a と同様に、金銭的報酬によるインセンティブがない CEO または執行委員会の目標は要件を満たしません。また、執行委員会よりも低いレベルの役職でインセンティブがあるもの（執行委員会のメンバーではないサステナビリティ部門の長など）も要件を満たしません。

8.3 — 取締役会の気候関連能力・技量

サブ指標文

取締役会は、気候関連のリスクと機会を評価し管理するための十分な能力・技量を有している。

- a. 当該企業は、気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価し、評価結果を開示している。
- b. 当該企業は、気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価する際に用いる評価基準またはそれらの技量を向上させるために実施している施策についての詳細を開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価し、評価結果を開示している。

本指標を満たすには、当該企業が特に気候変動リスク管理について自社の取締役会の技量がどの程度であるかを評価し、かつその評価結果を開示しているか、明確に示す必要があります。

この中には、気候変動に関する見識および専門知識を考慮に入れた、取締役会のスキル評価の開示が含まれます。スキル一覧の中に気候変動を含め、結果やマッピングが開示される場合、本評価基準の要件を満たすことになります。どの取締役が、または取締役会のどのぐらいの割合が気候リスクに関する技量を提供しているかを示す必要があります。

取締役会の能力評価において「サステナビリティ」や「環境」や「ESG」のみに対応している場合、企業は本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。また、取締役会に気候の専門家がいますが、取締役会の気候に関する技量についての評価を実施したことの代用にはなりません。

- b. 当該企業は、気候リスク管理に関する取締役会の技量を評価する際に用いる評価基準またはそれらの技量を向上させるために実施している施策についての詳細を開示している。

評価基準 8.3.b 満たすには、評価基準 8.3.a を満たしていることが条件となります。さらに、当該企業は、取締役会の気候関連の技量の評価に用いられた具体的な基準の詳細を開示する必要があります。

また、8.3.a を満たしていることに加え、当該企業が取締役会の気候に関する技量を向上するために実施している施策を明確に開示する場合にも、本評価基準を満たすとみなされます。この中には、気候問題に関する取締役会への社外または社内研修や、「気候専門家」を取締役に任命することが含まれます。反対に、取締役会の「サステナビリティ」や「環境」や「ESG」の技量を向上するための施策は本評価基準の要件を満たしません。

指標 9 — 公正な移行[ベータ版]

気候変動に関するパリ協定の締約国はその前文で、各国の気候変動対策において、自国が定める開発の優先順位に基づく労働力の公正な移行、ならびに適切な仕事および質の高い雇用の創出が必要不可欠であることを考慮する必要があることに同意している。

9.1 – 認識

サブ指標文

- a. 当該企業は、自社の気候変動戦略が及ぼす社会的影響—公正な移行—が自社の事業にとって重要な問題であると認識する公式の声明を出している。
- b. 当該企業は、気候変動に関するパリ協定および／または国際労働機関(ILO)の公正な移行に関するガイドラインを明確に参照している。

詳細ガイダンス

9.1 – 認識

注: サブ指標 9.1 で「No」と評価された企業は、サブ指標 9.2～9.4 において「評価対象外」(「NA」)と評価されます。すなわち、サブ指標 9.1 の要件を満たしていない場合、アナリストは当該企業について、指標 9 の 9.2 以降のサブ指標のデータを収集しません。従って、該当する場合には、サブ指標 9.1 に対する企業のフィードバックにサブ指標 9.2～9.4 へのフィードバックも含める必要があります。

- | | |
|---|--|
| a. 当該企業は、自社の気候変動戦略が及ぼす社会的影響—公正な移行—が自社の事業にとって重要な問題であると認識する公式の声明を出している。 | 当該企業は、「公正な移行」を自社の事業にとって重要な問題であると明確に認めています。 |
| b. 当該企業は、気候変動に関するパリ協定および／または国際労働機関 (ILO) の公正な移行に関するガイドラインを明確に参照している。 | サブ指標 9.1.b で「Yes」と評価されるには、当該企業はサブ指標 9.1.a で「Yes」と評価され、かつ気候変動に関するパリ協定および／または国際労働機関 (ILO) の公正な移行に関するガイドラインを明確に参照していなければなりません。当該企業が上記の文書のいずれも参照していない場合は、本評価基準では「No」と評価され、サブ指標 9.2～9.4 の評価は行われません。 |

9.2 – コミットメント

- | | |
|-------|--|
| サブ指標文 | 当該企業は公正な移行の原則にコミットしている。 |
| | a. 当該企業は、公正な移行の原則に則った脱炭素化にコミットする方針を公表している。 |
| | b. 当該企業は、脱炭素化の影響を受ける労働者の雇用維持、再訓練、配置転換および／または補償にコミットしている。 |

詳細ガイダンス

- | | |
|--|---|
| a. 当該企業は、公正な移行の原則に則った脱炭素化にコミットする方針を公表している。 | この方針は公開されていなければなりません。方針が「公正な移行の原則に則って」いるには、気候変動に関するパリ協定および／または国際労働機関 (ILO) の公正な移行に関するガイドラインを明確に参照していなければなりません。当該企業が上記の文書のいずれも参照していない場合には、本評価基準での評価は「No」になります。
本評価基準による評価は、サブ指標 9.1 の評価が「Yes」の場合にのみ行われます。 |
| b. 当該企業は、脱炭素化の影響を受ける労働者の雇用維持、再訓練、配置転換および／または補償にコミットしている。 | 本評価基準による評価は、サブ指標 9.1 の評価が「Yes」の場合にのみ行われます。 |

9.3 – エンゲージメント

- | | |
|-------|---|
| サブ指標文 | 当該企業は公正な移行に関し、ステークホルダーと協議している。 |
| | a. 当該企業は労働者、組合、コミュニティ、サプライヤーと協力して、公正な移行計画を策定した。 |

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は労働者、組合、コミュニティ、サプライヤーと協力して、公正な移行計画を策定した。
- 本評価基準による評価は、サブ指標 9.1 の評価が「Yes」の場合にのみ行われます。
- 本評価基準で「Yes」と評価されるには、当該企業は以下の要件を満たしている必要があります。
- 公正な移行に関する対策を含む労働力またはサプライヤーの移行計画の策定に、どのステークホルダーが関わったかを説明する。
 - 公正な移行に関する対策を含む労働力またはサプライヤーの移行計画の内容について、ある程度の詳細を公表する（計画が存在するといっただけでは不十分です）。
 - 公正な移行に関する対策を含む労働力またはサプライヤーの移行計画を、自社の脱炭素化戦略および／または公正な移行のコミットメントと明確に結びつける。

9.4 – 行動

サブ指標文

- 当該企業は、公正な移行の原則に沿って自社の脱炭素化戦略を実施している。
- a. 当該企業は、脱炭素化の影響を受ける地域で低炭素イニシアチブ（例：リジェネレーション、クリーンで手頃な価格のエネルギーへのアクセス、用地の転用）を支援している。
- b. 当該企業は、自社の脱炭素化の取り組みと新たなプロジェクトの開発にあたり、影響を受けるコミュニティと協議し、同意を求めている。
- c. 当該企業は、自社の脱炭素化戦略で悪影響を受ける、財務上脆弱な顧客を支援する措置を講じる。

詳細ガイダンス

注: 本サブ指標の目的において、「公正な移行の原則」とは気候変動に関するパリ協定および国際労働機関 (ILO) の公正な移行に関するガイドラインに概要が記載された原則を意味します。

a. 当該企業は、脱炭素化の影響を受ける地域で低炭素イニシアチブ (例: リジェネレーション、クリーンで手頃な価格のエネルギーへのアクセス、用地の転用) を支援している。	当該企業は、こうした取り組みを自社の公正な移行に関する方針と明確に結びつけなければなりません (その取り組みが、この方針を実施する手段の一環であることが明らかになるようにします)。 本評価基準で「Yes」と評価されるには、当該企業はこれらのイニシアチブの支援の方法 (例: 当該企業が講じる措置、投資金額、その取り組みから生じる結果) について、ある程度詳しく説明しなければなりません。 本評価基準による評価は、サブ指標 9.1 の評価が「Yes」の場合にのみ行われます。
b. 当該企業は、自社の脱炭素化の取り組みと新たなプロジェクトの開発にあたり、影響を受けるコミュニティと協議し、同意を求めている。	当該企業は、こうした取り組みを自社の公正な移行に関する方針と明確に結びつけなければなりません (その取り組みが、この方針を実施する手段の一環であることが明らかになるようにします)。 本評価基準で「Yes」と評価されるには、当該企業は影響を受けるコミュニティとのエンゲージメントの方法 (例: どのコミュニティのステークホルダーと協議したか、コミュニティのステークホルダーがどのような問題を提起したか) や、こうしたエンゲージメントの結果 (例: 問題が提起された結果、どのような措置を講じたか、講じた措置に対するステークホルダーの意見) について、ある程度詳しく説明しなければなりません。 本評価基準による評価は、サブ指標 9.1 の評価が「Yes」の場合にのみ行われます。
c. 当該企業は、自社の脱炭素化戦略で悪影響を受ける、財務上脆弱な顧客を支援する措置を講じている。	当該企業は、こうした取り組みを自社の公正な移行に関する方針と明確に結びつけなければなりません (その取り組みが、この方針を実施する手段の一環であることが明らかになるようにします)。 本評価基準で「Yes」と評価されるには、当該企業は財務上脆弱な顧客への支援の方法 (例: 当該企業が起こすアクション、投資金額、こうした取り組みから生じる結果) について、ある程度詳しく説明しなければなりません。 本評価基準による評価は、サブ指標 9.1 の評価が「Yes」の場合にのみ行われます。

指標 10 — TCFD との整合性

10.1 — TCFD 提言の支持

サブ指標文	当該企業は、気候変動関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言の実施にコミットしている。 a. 当該企業は、自社の開示を TCFD 提言と整合させることに明確にコミットしている、または当該企業が TCFD ウェブサイト上で支持者としてリストに記載されている。 b. 当該企業は、自社の年次報告書において TCFD と整合する開示を明確に示しているか、または、TCFD 報告書でそうした開示内容を公表している。
-------	---

10.1 — TCFD 提言の支持

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、自社の開示を TCFD 提言と整合させることに明確にコミットしている、または当該企業が TCFD ウェブサイト上で支持者としてリストに記載されている。
- 企業は次のいずれかに該当する場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。
- 当該企業が TCFD のウェブサイト <https://www.fsb-tcfd.org/tcfd-supporters/>に賛同企業として掲載されている。
 - 当該企業は自社の公開情報において、自社の開示を TCFD 提言と整合させることに明確にコミットしている。
 - 当該企業は、自社の開示を TCFD 提言に整合させていることを明確かつ明快に示している。

企業は、TCFD へのコミットメントに曖昧さがある場合には、本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。例えば、自社の気候報告書が TCFD 提言「から情報を得ている」または「を考慮に入れている」と表明している企業は、自らのコミットメントについての明確さが不十分だということになります。同様に、「認識している」や「認めている」は、TCFD との整合性に対して正式なコミットメントを行っていることと同じではないため、不十分です。

- b. 当該企業は、TCFD と整合する開示を自社の年次報告書に明確に示しているか、または、TCFD 報告書でそうした開示内容を公表している。
- 本評価基準の目的は、当該企業が TCFD 提言に対して報告を行っているか把握することです。企業は次のいずれかに該当する場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。
- 当該企業は、TCFD と整合する開示情報を自社の年次報告（年次報告書、サステナビリティ関連報告書、当該企業のウェブサイトなど）に TCFD 開示とわかるように明確に含めるか、目印をつけて記載している。
 - 当該企業は、TCFD 報告書に TCFD と整合する開示情報を公表している。

本評価基準は、当該企業が自社の開示情報において（既存の開示情報を通じて明確に目印をつけて示すことによって、または独立した報告書でそれらを要約することによって）投資家を明確に TCFD 開示情報に誘導しているかを評価します。当該企業がすべての TCFD 要件に対して開示を行っているかについての評価や、提供されている開示情報の内容や質の評価を行うものではありません。

企業が、TCFD 要件に従って開示したと表明しているものの、その開示情報がどこで確認できるかを示していない場合には、本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。さらに、開示情報は当該企業のウェブサイトで提供されていなければなりません（CDP などの第三者のウェブサイトを示すことでは本評価基準の趣旨を充足していることにはなりません）。また、将来の TCFD 提言に対して報告を行うというコミットメントでは不十分です。

10.2 — シナリオ分析

サブ指標文

当該企業は、気候シナリオ計画を用いて自社の戦略および事業のレジリエンスを検証している。

- a. 当該企業は、定量的要素を含む気候関連シナリオ分析を実施し、その結果を開示している。
- b. 定量的シナリオ分析は、1.5°Cシナリオを明確に含み、全社を対象とし、使用した主要な前提および変数を開示し、特定された重要なリスクおよび機会について報告している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、定量的要素を含む気候関連シナリオ分析を実施し、その結果を開示している。

本評価基準の目的は、当該企業の気候関連シナリオ分析に対するアプローチを把握することです。企業は以下の両方に該当する場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。

- 当該企業は、予想される未来について説明するために、図表形式で、または外部のシナリオやモデル（IEA Sustainable Development Scenario、RCP2.6 など）を明確に言及する形で、数値データを使用した、定量的要素を含む気候関連シナリオ分析を実施している。
- 当該企業は、その定量的シナリオ分析の結果を開示している。開示には結果や結論についての定性的な記述や説明、あるいは定量的な結果や結論のプレゼンテーションが含まれます。

使用したシナリオを説明する文章のみを用いた場合、企業は本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。結果を公開していない場合も、企業は本評価基準の要件を満たしていることにはなりません（例えば、分析は実施したが会社経営陣が結果を検討中であるとの表明は、本評価基準の要件を満たすには不十分となります）。

- b. 定量的シナリオ分析は、1.5°Cシナリオを明確に含み、全社を対象とし、使用した主要な前提および変数を開示し、特定された重要なリスクおよび機会について報告している。

本評価基準の目的は、当該企業が定量的シナリオ分析について提供する情報の完全性を評価することです。本評価基準を満たすには、評価基準 10.2a を満たしていることが条件となります。また、10.2b を満たすには、当該企業は以下のすべてを実施する必要もあります。

- シナリオ分析に 1.5°Cシナリオを明確に含めている。国際エネルギー機関(IEA)が提供するシナリオが広く使用されていること、また IEA の 1.5°Cシナリオが公表されて間もないことから、本バージョンの CA100+ ネットゼロ企業ベンチマークでは、IEA の B2DS シナリオを使用する企業は、本評価基準の趣旨を充足するとみなされます。
- 当該企業の定量的シナリオ分析が、(特定の製品、事業分野または地理ではなく)当該企業全体を明確に対象としている。
- 当該企業は、シナリオ分析に使用した主要な前提および変数を開示している。
- 当該企業は、シナリオ分析で特定された重要なリスクおよび機会について報告している。

分析が一部の事業、商品、国などしか対象としていない場合、または「全部ではなく大部分の」事業を対象としたと当該企業が表明している場合、企業は本評価基準の要件を満たしていないことになります。

リスクと機会の開示が、実施したシナリオ分析に関連していない場合も、企業は本評価基準の要件を満たしていないことになります。例えば、気候関連のリスクと機会についての一般的考察は、本評価基準の趣旨を充足していません。また、企業はリスク(マイナス面)と機会(プラス面)の両方について考察しなければなりません。

「交通信号システム」: Yes / No / Partial

各評価基準は、当該企業が公表した情報および証拠に基づいてYesもしくはNoの二者択一方式で評価されます(または、「該当なし」となることもあります。次項参照)。サブ指標および指標のレベルでの集計には、次のシステムを用います。

- **Yes**=サブ指標または指標の全評価基準がYesの場合
- **No**=サブ指標または指標の全評価基準がNoの場合
- **Partial**=サブ指標または指標の評価基準のうち少なくとも**1つ**がYesの場合

サブ指標は1〜3つの評価基準で構成されます(a, bおよびc)。指標は複数のサブ指標および評価基準から構成されることがあります(例: 指標7はサブ指標3つと評価基準6つで構成)。評価基準は「Not applicable(該当なし)」や「Not assessed(評価対象外)」になることもあります。この場合、当該評価基準はYes / No / Partialの基準値には含まれません。詳細はサブ指標の組み合わせの項を参照してください。

サブ指標の組み合わせ

サブ指標は1〜3つの評価基準で構成されます(a, bおよびc)。1つのサブ指標について考えられる組み合わせについて、以下に示します。

評価基準スコアの組み合わせ		サブ指標評価	
x.x.a	x.x.b	サブ指標x.x	
Y	Y	Y	
Y	Not applicable	Y	
Y	N	Partial	
N	Not applicable	N	
N	N	N	

指標ごとの評価の組み合わせと従属関係

以下は様々な評価基準の組み合わせを指標別に示したものです。指標レベルで「Yes」、「No」、「Partial」の評価を受ける評価基準の組み合わせのすべてを提示しているわけではありません。

指標 1 — ネットゼロを謳う野心的目標

指標文

サブ指標1.1 — ...2050年まで(またはもっと早期)にGHG排出ネットゼロを達成するための野心的目標...

- 評価基準 a): ...スコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を含めた...
- 評価基準 b): ...最重要のスコープ 3 排出カテゴリを含めている。

従属関係: 評価基準 1.1.b は 1.1.a が「Yes」でないかぎり「Yes」にはなりません。

Not applicable (該当なし): 当該企業に重要なスコープ3排出量がない場合

評価基準スコアの組み合わせ

指標評価

1.1.a	1.1.b	指標1
Y	Y	Y
Y	Not applicable	Y
Y	N	Partial
N	N	N

指標 2 — 長期的ターゲット

指標文

サブ指標2.1 — ...2036年から2050年までの間にGHG排出量削減ターゲット...

サブ指標2.2

- 評価基準a): ...スコープ1および2の排出量の95%以上を対象とする...
- 評価基準b): ...最も重要なスコープ3の排出カテゴリを対象とし...

サブ指標2.3 — ...ターゲットまたは当該企業が最後に開示したGHG排出原単位が世界の気温上昇を1.5°Cに抑えるという目標に整合している。

従属関係: 評価基準2.2.aおよび2.2.bはサブ指標2.1が「Yes」でないかぎり「Yes」にはなりません。サブ指標2.3は現在2.1または2.2を条件とはしていません。したがって、2.1が「No」でも2.3が「Yes」になる可能性はあります。評価基準2.1/2.2.a/2.2.bはそれぞれ、3.1/3.2.a/3.2.bが「Yes」およびネットゼロターゲットの場合、「Yes」となります(ネットゼロが中期で既に達成されていることになるので)。

Not applicable (該当なし): 当該企業に重要なスコープ3排出量がない場合

Not assessed (評価対象外): TPIに当該セクターのベンチマークがないため、当該企業の整合性を評価できない場合

2.1	2.2.a	2.2.b	2.3	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	Y	Not assessed	Y
Y	Y	Not applicable	Y	Y
Y	Y	Not applicable	N	Partial
Y	Y	Not applicable	Not assessed	Y
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	Y	N	Not assessed	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
Y	N	N	Not assessed	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N
N	N	N	Not assessed	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標=Partial: 2.2.b=Not applicableの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標=Partial: 2.3=Not assessed の場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標=Partial: 2.2.b = Not applicable、2.3 = Not assessedの場合、評価基準2つのうち1つがYであること

指標 3 — 中期的ターゲット

指標文

サブ指標3.1 – ...2026年から2035年までの間にGHG排出量削減ターゲット...

サブ指標3.2

- 評価基準a): ...スコープ1および2の排出量の95%以上を対象とする...
- 評価基準b): ...最も重要なスコープ3排出カテゴリーを対象とし...

サブ指標3.3 – ...ターゲットまたは当該企業が最後に開示したGHG排出原単位が世界の気温上昇を1.5°Cに抑えるという目標に整合している。

従属関係: 評価基準3.2.aおよび3.2.bはサブ指標3.1が「Yes」でないかぎり「Yes」にはなりません。サブ指標3.3は現在3.1または3.2を条件とはしていません。したがって、3.1が「No」でも3.3が「Yes」になる可能性はあります。評価基準3.1/3.2.a/3.2.bはそれぞれ、4.1/4.2.a/4.2.bが「Yes」およびネットゼロターゲットの場合、「Yes」となります(ネットゼロが短期で既に達成されていることになるので)。

Not applicable (該当なし): 当該企業に重要なスコープ3排出量がない場合

Not assessed (評価対象外): TPIに当該セクターのベンチマークがないため、当該企業の整合性を評価できない場合

3.1	3.2.a	3.2.b	3.3	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	Y	Not assessed	Y
Y	Y	Not applicable	Y	Y
Y	Y	Not applicable	N	Partial
Y	Y	Not applicable	Not assessed	Y
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	Y	N	Not assessed	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
Y	N	N	Not assessed	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N
N	N	N	Not assessed	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標=Partial: 3.2.b=Not applicableの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標=Partial: 3.3=Not assessedの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標=Partial: 3.2.b = Not applicable、3.3 = Not assessedの場合、評価基準2つのうち1つがYであること

指標 4 — 短期的ターゲット

指標文

サブ指標4.1 – ...2025年までにGHG排出量削減ターゲット...

サブ指標4.2

- 評価基準a): ...スコープ1および2の排出量の95%以上を対象とする...
- 評価基準b): ...最も重要なスコープ3排出カテゴリーを対象とし...

サブ指標4.3 – ...ターゲットまたは当該企業が最後に開示したGHG排出原単位が世界の気温上昇を1.5°Cに抑えるという目標に整合している。

従属関係: 評価基準4.2.aおよび4.2.bはサブ指標4.1が「Yes」でないかぎり「Yes」にはなりません。サブ指標4.3は現在4.1または4.2を条件とはしていません。したがって、4.1が「No」でも4.3が「Yes」になる可能性はあります。

Not applicable (該当なし): 当該企業に重要なスコープ3排出量がない場合

Not assessed (評価対象外): TPIに当該セクターのベンチマークがないため、当該企業の整合性を評価できない場合

4.1	4.2.a	4.2.b	4.3	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	Y	Not assessed	Y
Y	Y	Not applicable	Y	Y
Y	Y	Not applicable	N	Partial
Y	Y	Not applicable	Not assessed	Y
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	Y	N	Not assessed	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
Y	N	N	Not assessed	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N
N	N	N	Not assessed	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標=Partial: 4.2.b=Not applicableの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標=Partial: 4.3=Not assessedの場合、評価基準3つのうち1つがYであること

指標=Partial: 4.2.b = Not applicable、4.3 = Not assessedの場合、評価基準2つのうち1つがYであること

指標 5 — 脱炭素化戦略

指標文

サブ指標5.1 — ...自社の長期・中期的なGHG削減ターゲットを達成するための脱炭素化戦略を有している。

- 評価基準a): ...当該企業は実施する一連のアクションを特定している...
- 評価基準b): ...当該企業はこの戦略の重要な要素を数値化している...

サブ指標5.2 — ...脱炭素化戦略には「グリーン・レベニュー」へのコミットメントが含まれている。

- 評価基準a): 当該企業は、すでに「グリーン・レベニュー」を生み出しており...
- 評価基準b): 当該企業はグリーン・レベニューの割合を増やすためのターゲットを設定している。

従属関係: サブ指標5.1は、サブ指標2.1(長期的ターゲット)および3.1(中期的ターゲット)が「Yes」であることを条件としています。サブ指標5.1は2.3または3.3(ネットゼロ整合性)を条件としていないため、5.1が「Yes」となって2.3/3.3がNoとなることもあります。評価基準 5.1.a が「Yes」でない場合、5.1.bは「Yes」にはなりません。

5.1.a	5.1.b	5.2.a	5.2.b	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	N	Y	Y	Partial
Y	N	Y	N	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
N	Y	Y	Y	Partial
N	Y	Y	N	Partial
N	Y	N	N	Partial
N	N	Y	Y	Partial
N	N	Y	N	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標 6 — 資本配分の整合性

指標文

サブ指標6.1 — 当該企業は、資本支出の脱炭素化に取り組んでいる。

- 評価基準a): ...資本支出計画を、自社の長期的なGHG削減ターゲットと整合させること、あるいは...支出を段階的に廃止することに...コミットしている。
- 評価基準b): ...資本支出計画を、パリ協定と整合させること、あるいは...投資を段階的に廃止することにコミットしている。

サブ指標6.2 — ...パリ協定と整合しているかを判断するために使用した手法を開示している。

- 評価基準a): ...自社の資本支出計画が、脱炭素化目標と整合しているかを評価するために使用した手法と基準を開示している。
- 評価基準b): 当該手法では主な成果が数値化されている。

従属関係: 評価基準6.2.aは、6.1.aまたは6.1.bが「Yes」でない場合、「Yes」にはなりません。評価基準 6.1.a が「Yes」でない場合、6.1.bは「Yes」にはなりません。

6.1.a	6.1.b	6.2.a	6.2.b	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	N	N	Partial
Y	N	Y	Y	Partial
Y	N	Y	N	Partial
Y	N	N	Y	Partial
Y	N	N	N	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	Y	N	Y	Partial
N	Y	Y	N	Partial
N	Y	Y	Y	Partial
N	N	N	Y	Partial
N	N	N	N	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標 7 — 気候政策エンゲージメント

指標文

サブ指標7.1 — ...気候変動ロビー活動の立場...

- 評価基準a): ...ロビー活動をパリ協定の目標に整合させ...
- 評価基準b): 当該企業は、実施している気候関連のロビー活動を列挙している。

サブ指標7.2 — ... 業界団体への期待...

- 評価基準a): ...所属する業界団体がパリ協定の目標に整合するロビー活動を行うようにするというコミットメントを行っている。
- 評価基準b): 当該企業は、自社の業界団体への所属状況を開示している。

サブ指標7.3 — ... 所属する業界団体がパリ協定に整合するロビー活動を行うようにするためのプロセス...

- 評価基準a): ...所属する業界団体の気候変動に対する立場または整合性のレビューを公表している。
- 評価基準b): ...レビューの結果を受け、どのような行動を起こしたかについて説明している。

従属関係: 評価基準7.3.bは評価基準7.3.aが「Yes」でないかぎり「Yes」にはなりません。

7.1.a 7.1.b 7.2.a 7.2.b 7.3.a 7.3.b

Y	Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	Y	Y	N
Y	Y	Y	Y	N	N
Y	Y	Y	N	N	N
Y	Y	N	N	N	N
Y	N	N	N	N	N
N	N	N	N	Y	Y
N	N	N	N	Y	N
N	N	N	Y	Y	N
N	N	Y	Y	Y	N
N	Y	Y	Y	Y	N
N	Y	N	N	Y	Y
N	N	Y	N	Y	N
N	N	Y	Y	N	N
N	N	Y	N	Y	Y
N	N	N	N	N	N

指標評価

Y
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
N

→

Partial要件

指標=Partial: 評価基準6つのうち1つがYであること

この表は評価基準のYまたはNのあらゆる組み合わせを示すものではありません。

指標 8 — 気候ガバナンス

指標文

サブ指標8.1 — ...取締役会は、気候変動を明確に監督している。

- 評価基準a): ...取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠
- 評価基準b): 気候変動に対して責任を負う取締役会レベルの役職

サブ指標8.2 — ... 役員報酬体系に気候変動が組み込まれている。

- 評価基準a): ...上級役員の報酬についての取り決めに...気候変動...が明確に組み込まれている...
- 評価基準b): ...役員報酬についての取り決めに企業のGHG削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている。

サブ指標8.3 — ...気候変動関連のリスクと機会を評価し管理するための技量を有している。

- 評価基準a): ...自社の取締役会の気候リスク管理に関する技量を評価...

評価基準b): ...取締役会の気候リスク管理に関する技量を評価するために用いる基準の詳細...

従属関係: 評価基準8.2.bはサブ指標2.1、3.1、4.1のいずれかが「Yes」でないかぎり「Yes」にはなりません。

8.1.a 8.1.b 8.2.a 8.2.b

Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N
Y	N	Y	Y
Y	Y	N	N
Y	Y	N	Y
Y	N	Y	N
Y	N	N	Y
N	Y	Y	Y
N	N	Y	Y
Y	N	N	N
N	N	Y	N
N	Y	N	N
N	N	N	Y
N	Y	N	Y
N	N	N	N

指標評価

Y
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
N

→

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

指標 9 — 公正な移行 [ベータ]

指標文

サブ指標9.1

- 評価基準 a): ...自社の気候変動戦略が及ぼす社会的影響...認識する公式の声明
- 評価基準 b): ...気候変動に関するパリ協定および／または国際労働機関を参照している...

サブ指標9.2 – 当該企業は、公正な移行の原則にコミットしている

- 評価基準 a): ...にコミットする方針を公表している...
- 評価基準 b): ...労働者の雇用維持、再訓練、配置転換および／または補償にコミットしている...

サブ指標9.3 – 当該企業は、公正な移行についてステークホルダーと協議している

- 評価基準 a): ... 労働者、組合、コミュニティ、サプライヤーと協力して...

サブ指標9.4 – ...公正な移行の原則に沿った脱炭素化戦略...

- 評価基準 a): ... 低炭素イニシアチブを支援する...
- 評価基準 c): ... 財務上脆弱な顧客を支援する...

従属関係: 評価基準9.2-9.4はサブ指標9.1の要件が満たされないかぎりスコア化されません。サブ指標9.4は9.2.aに従属します。

9.1.a	9.1.b	9.2.a	9.2.b	9.3	9.4.a	9.4.b	9.4.c	指標評価
Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Partial
Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	Partial
Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	Partial
Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	Partial
Y	Y	Y	N	N	N	N	N	Partial
Y	Y	N	N	N	N	N	N	Partial
Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Partial
Y	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	Partial
Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Partial
Y	Y	Y	N	Y	Y	N	N	Partial
Y	Y	Y	N	N	Y	N	N	Partial
Y	Y	Y	Y	N	Y	N	N	Partial
Y	Y	Y	N	Y	Y	N	Y	Partial
Y	Y	Y	N	N	Y	N	Y	Partial
Y	Y	Y	Y	N	Y	N	Y	Partial
Y	Y	Y	N	Y	N	Y	Y	Partial
Y	Y	Y	N	N	N	Y	Y	Partial
Y	Y	Y	Y	N	N	N	Y	Partial
Y	Y	Y	N	Y	N	N	Y	Partial
Y	Y	Y	N	N	N	N	N	Partial
Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	Partial
Y	Y	Y	N	Y	N	N	N	Partial
Y	Y	Y	N	N	N	N	N	Partial
Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	Partial
Y	N	NA	NA	NA	NA	NA	NA	Partial
N	N	NA	NA	NA	NA	NA	NA	N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準8つのうち1つがYであること

注: この表は、本指標のスコアの組み合わせをすべて含んでいるわけではありません。

指標 10 — TCFDとの整合性

指標文

サブ指標10.1 – ...TCFD提言を実施 ...

- 評価基準a): ... 自社の開示をTCFD提言と整合させることへのコミットメントを行っている。
- 評価基準b): ... TCFDと整合する開示内容に目印をつけて公表している。

サブ指標10.2 – ... 気候シナリオ計画を用いて...

- 評価基準a): ... 気候関連シナリオ分析を実施し...
- 評価基準b): ... シナリオ分析は、1.5°Cシナリオを明確に含み...

従属関係: 評価基準10.2.bは評価基準10.2.aが「Yes」でないかぎり「Yes」にはなりません。

10.1.a 10.1.b 10.2.a 10.2.b

Y	Y	Y	Y
Y	Y	Y	N
Y	Y	N	N
Y	N	Y	Y
Y	N	Y	N
Y	N	N	N
N	N	Y	Y
N	N	Y	N
N	Y	Y	N
N	Y	N	N
N	N	N	N

→

指標評価

Y
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
Partial
N

Partial要件

指標=Partial: 評価基準4つのうち1つがYであること

(この文書は日本語参考訳であり、英語原文と日本語参考訳に内容の差異がある場合には英語原文が優先されます。)